

令和3年10月29日

Go To Eat キャンペーンおきなわ 登録事業者の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、今後の Go To イート事業の継続を沖縄県と協議した結果、令和3年11月1日（月）より下記の運用とさせていただきます。

沖縄県対処方針の趣旨を十分に汲み取った上ではありますが、下記事項について同意していただいた上で食事券をご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

運用1 「リバウンド防止と社会経済活動の両立期間」における Go To Eat キャンペーンおきなわプレミアム食事券（紙・電子）については、以下の期間において食事券の利用を控えていただくようお願いします。（**飲食店内での食事券の利用はできません**）

利用制限期間：令和3年11月1日（月）～11月7日（日）

*ただし、テイクアウト（持ち帰り）とデリバリー（配達）での利用は可能
※入店をお断りするものではありません。

運用2 上記の内容1について、沖縄県対処方針の趣旨を十分ご理解いただいた上で、ご利用ください。

運用3 上記の運用1及び2について、利用者が見えやすい場所に掲示する。（2ページ目）

（ご案内）

1. プレミアム食事券（紙・電子）は、令和3年12月15日（水）までご利用いただけます
2. プレミアム食事券（紙・電子）は、11月8日（月）より「沖縄県感染防止対策認証店」に限り店内飲食での利用を再開します。（認証店以外での利用は、テイクアウト（持ち帰り）・デリバリー（配達）のみ可能です）

<Go To Eat キャンペーンおきなわ事務局>
<沖縄県>



Go To Eat食事券利用の お客様へ



Go To Eatキャンペーンおきなわは、新型コロナウイルス感染症拡大抑止に向け、**令和3年11月1日（月）より**食事券利用を下記の運用といたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【 ご 案 内 】

「リバウンド防止と社会経済活動の両立期間」におけるGo To Eatキャンペーンおきなわプレミアム食事券（紙・電子）については、以下の期間において食事券の利用を控えていただくようお願いします。（**飲食店内での食事券の利用はできません**）

利用制限期間：令和3年11月1日（月）～11月7日（日）

*ただし、テイクアウト（持ち帰り）とデリバリー（配達）での利用は可能 ※入店をお断りするものではありません。

～お願い～

○新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート：RICCA（リッカ）をご利用ください。

*沖縄県 LINE 公式アカウント

【アカウント情報】

アカウント名：沖縄県

アカウントID：@okinawa-government

【QRコード】

